

「庄原市国保の将来のために」

「国保税のしくみ」

国保

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

本年度から国保税の税率などを変更します

第1・2回でお知らせしてきましたとおり、医療費の増加により、市の国保財政は厳しい状況にあります。将来にわたって安定的に運営していくために、本年度、国保税の税率を変更します。変更後の税率を適用した国保税は、平成23年度の課税分から適用します。また、賦課限度額も表のとおり変更します。

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病气やけがをしたとき、安心して医療を受けるために加入者みんなどで支え合う制度です。

皆さんが納める国保税は、こうした医療費や出産・死亡時の給付金などの大切な財源になっています。

◆国民健康保険の税率表（網掛け部分が変更点）

区分	医療分		後期高齢者支援分		介護分(40歳～64歳の人)	
	平成22年度まで	平成23年度から	平成22年度まで	平成23年度から	平成22年度まで	平成23年度から
所得割額の税率 (前年中の所得に応じて計算)	4.4%	6.0%	1.8%	2.1%	1.4%	1.4%
資産割額の税率 (今年度の固定資産税額に応じて計算)	20.4%	22.2%	9.6%	8.0%	9.7%	9.7%
均等割額 (加入者1人当たり)	17,500円	18,900円	6,700円	6,700円	8,600円	8,600円
世帯平等割額 (1世帯当たり)	14,500円	15,900円	5,600円	5,600円	4,500円	4,500円
賦課限度額 (1世帯当たりの賦課額の上限)	500,000円	510,000円	130,000円	140,000円	100,000円	120,000円

例1：夫（70歳、年金年収120万円、固定資産税なし）妻（65歳、年金年収80万円） 6.3%増
 改正前 年税額：20,500円 → 改正後 年税額：21,800円

例1：夫（45歳、給与収入300万円、固定資産税なし）妻（40歳、所得なし）子ども2人 14.3%増
 改正前 年税額：259,400円 → 改正後 年税額：296,600円

国保税の軽減制度

国民健康保険には所得の状況や失業の理由などにより、2つの軽減制度が設けられています。

①低所得者に対する軽減制度

【要件】世帯主、世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者の所得の合算額が一定額以下であること

【軽減対象】納税義務者に対して賦課する国保税のうち、均等割・世帯平等割を減額判定所得に応じて軽減します。

注意！

世帯の所得が減額判定所得以下であっても、世帯員（国保関係者）の中に住民税申告などで所得を確定していない方がいる場合には、軽減を受けられない場合があります。

区分	減額判定所得
7割軽減	所得が33万円以下の世帯
5割軽減	所得が33万円 + 24.5万円 × (世帯主を除く世帯人数) を超えない世帯
2割軽減	所得が33万円 + 35万円 × (世帯人数) を超えない世帯

②倒産・解雇などによる離職者に対する軽減制度

【要件】倒産、解雇、雇い止めなどで離職された人で、次の条件すべてに該当する人

- 離職時点で、65歳未満の方
- 雇用保険受給資格者証を持っている方

○その資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかの方。

【軽減対象】国保税の算定基礎となる前年所得のうち、離職者の給与所得を100分の30とみなして計算します。

【軽減期間】離職した日の翌日の属する月から翌年度末まで。（平成23年3月31日に離職した場合は、最長平成25年3月末までが軽減対象となります。）

【届け出】雇用保険受給資格者証と保険証・印鑑を持参の上、保健医療課または各支所市民生活室で申請してください。

今回は、医療費適正化のための取り組みについてお知らせします。

